

10月1日に
消費税率が改定されます

子育て世帯などへの

■ プレミアム付商品券の販売開始 ■

対象者

- ①住民税非課税者（8月中旬以降申請書を発送済みです）
平成31年1月1日時点で訓子府町に住居登録しており、平成31年度住民税が非課税の方
※住民税課税者と生計同一の配偶者および扶養親族、生活保護受給者などは対象外
- ②3歳未満児子育て世帯主
平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子が属する世帯の世帯主

商品券の概要

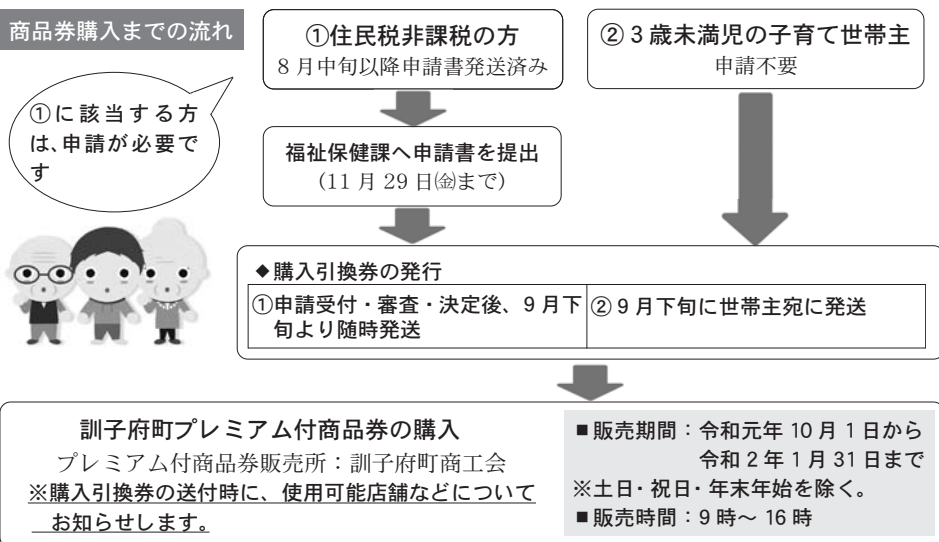
- ・5,000円の商品券（500円×10枚つづり）を4,000円で販売
- ・プレミアム率 25%
- ・上 限（対象者①）1人25,000円の商品券（販売額20,000円）まで
（対象者②）対象となるお子さん1人につき25,000円の商品券（販売額20,000円）まで

※①、②両方に該当する方はそれぞれの分を購入できます。

- 販売期間 令和元年10月1日から令和2年1月31日
- 使用期間 令和元年10月1日から令和2年2月29日



商品券購入までの流れ



- 保育料に関すること・プレミアム付商品券の②に関すること／子ども未来課（☎47-2367）
- プレミアム付商品券の①に関すること／福祉保健課（☎47-5555）
- プレミアム付商品券の総合窓口／元気なまちづくり推進室（☎33-5008）

負担緩和策を実施します

10月1日に消費税率が8%から10%に改定されました。本町では、所得の少ない方や子育て世帯の消費に与える影響を緩和することなどを目的とした新たな施策の実施、施策の充実を図ります。

一方で、「水道料金・下水道使用料」と「し尿処理料金」につきましては、消費税率改定に伴い消費税率が10%に引き上げられますので、ご理解願います。

■ 認定こども園の幼児教育・保育料無償化 ■

少子化対策の一環として子育て家庭の経済的負担軽減のため、「改正子ども・子育て支援法」が10月1日に施行されました。

本町では、関係条例の改正を行い、国と同様に認定こども園に通う3歳から5歳児の幼児教育保育料を無償化すると同時に町独自の施策として、「預かり保育料」と0歳から5歳児の年収360万円未満相当世帯の「給食材料費と保育料」についても無償化としました。

無償化の内容は、以下のとおりです。

- ①3～5歳児の保育料が、無償となります。
これまで保育料に含まれていた給食材料費（主食費+副食費）については、従来どおり保護者の方のご負担となります。
※給食材料費は、年収360万円未満相当世帯は無償（このうち主食費の無償化は町独自の施策）となります。
- ②0～2歳児の保育料は、住民税非課税世帯と年収360万円未満相当世帯（住民税所得割9万7,000円未満相当世帯）が無償化の対象となります。
※年収360万円未満相当世帯の無償化は、町独自の施策となります。

多子世帯の軽減措置は継続

多子世帯保育料応援補助金については、補助金方式から減免方式に取り扱いを変更しますが、軽減措置は継続します。



イメージ図

